

愛自労名古屋自動車学校分会

会社は組合の主張を次回まで

組合は事実を認め、二度と繰り返さず、一審判決を認識せよ

(愛知地連)

2012年9月27日 愛自労名古屋自動車学校分会 不当労働行為裁判控訴審 第5回
弁論「第3回和解協議」

9月27日、第5回目、第3回の和解協議が名古屋高裁で行われました。



会社側が出した答弁書に対する準備書面を提出し和解協議が行われました。会社側の双方に非があるとする主張と解決金が50万から100万円の範囲内とのことに対し、組合側の対案は、前提条件として、会社が1審の判決を認めて、会社が不当な行為を行ったことを認め、今後争いが起こさないよう労使関係の改善を図ること。謝罪金・解決金は300万円。として話し合いを行いました。会社は組合側の主張について、次回まで考えてくるとして結論はでませんでした。

また裁判所から解決金の問題として、双方に、合計200万円とする案を次回まで検討してくるよう一定の金額が裁判所から出されました。組合は、今回起きた問題だけではない。今回がおきるまで長期にわたって組合に対するさまざまな攻撃があった背景があって、そういうなかで、平成19年の9月に労働委員会で和解をし、正常化のための約束ごとを決めました。それにもかかわらず、会社は一歩的に和解を破棄し、11月段階から団体交渉に後ろ向きな姿勢をとるようになった。20年の春闘の団交が開かれましたが、団交といえるようなものではなく、事実上は開かれていない状況でした。4月29日を最後の3年2ヶ月の間、団体交渉を行わず、この問題が起きました。



1審の裁判官は今回の事件だけではなく、それ以前から長い間行われた会社側の組合支配介入は重大と認識し、1審の裁判官は、組合の主張を理解し、高い金額を認めてくれたことを主張し、本日の和解協議を終えました。

次回は10月22日の午前10時に行われます。